

令和4年
(2022年)
栃木県
実施要綱

年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

実施期間

令和4(2022)年12月11日(日)から
12月31日(土)までの21日間

交通安全
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー

マナーアップ! あなたが主役です



- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転等の根絶
- 3 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進
- 4 自転車の交通ルール遵守の徹底

統一行動日



12月13日(火)「子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」推進強化の日
12月16日(金)「飲酒運転根絶」強化の日
12月19日(月)「自転車マナーアップ」強化の日
12月22日(木)「ライト4とハイビーム」強化の日

① 子供と高齢者の交通事故防止

- 子供や高齢者を交通事故から守る意識を高め、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。
- 運転者自身が身体機能の変化を認識して、安全運転を心掛けましょう。
- 運転に不安がある高齢運転者等に対して、免許証返納後の各種支援やサービスを周知しましょう。



② 飲酒運転等の根絶

- 飲酒運転を絶対に「しない・させない」環境づくりに努め、飲酒運転を根絶しましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い。
 - お客さまが、車で来店したかどうかを確認しましょう。
 - 車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
 - お客さまが運転代行等を依頼して帰るときは、その確認ができるまで車のキーを預かりましょう。
- 妨害運転の悪質性・危険性を認識し、あおり行為や急ブレーキ、割込み等は絶対に止めましょう。



主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

③ 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

- 運転手は、午後4時にはライトを点灯し、また、夜間、先行車や対向車等が無いときは、原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 歩行者は、明るい服装と反射材を身につけ、自分の存在をアピールしましょう。

④ 自転車の交通ルール遵守の徹底

※自転車安全利用五則を守りましょう

(令和4年11月1日から「自転車安全利用五則」が変更になりました。)

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

※ただし、以下の場合は歩道を通行することができます



○標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合

○運転者が下記の場合

- ・13歳未満の子供
- ・70歳以上の高齢者
- ・その他車道通行に支障がある方

○車道又は交通の状況から

- やむを得ない場合
- ・道路工事等で通行が困難なとき
- ・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう。

万が一の交通事故に備える(賠償責任)ため、TSマーク付帯保険をはじめとした各種自転車保険に加入しましょう。

栃木県自転車条例



※詳しくは、県HPをご確認ください

「子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」の推進

S E E (発見する) ➡ 子供や高齢者をいち早く発見する

SLOW (減速する) ➡ 子供や高齢者を見たら減速する

STOP (停止する) ➡ 危険を感じたらすぐに停止する

横断歩道は、歩行者優先!!

- 横断歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。
- 横断歩道で横断しようとする人や、横断中の人がいるのに停止しなかったり、横断を妨害した場合「横断歩行者等妨害等違反」として検挙の対象になります。

